おくやみハンドブック

ふじみ野市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
ふじみ野市では、ご家族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

ふじみ野市役所　０４９-２６１-２６１１（代表）

事前準備について

ふじみ野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 代理人選任届について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、代理人選任届が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、ふじみ野市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、次のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ ご来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- □ 認印（※相続人代表及び喪主）
- □ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- □ 国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ）
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（お持ちの方）
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- □ 介護保険被保険者証
- □ 介護保険負担割合証・負担限度額認定証（介護認定をお持ちの方のみ）
- □ 医療受給者証
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

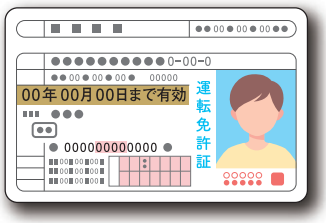
- □ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

 運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード、特定特別永住者証明書　等

- □ ２点で本人確認できる書類

 健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証　等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き （37 ページ参照） ○遺言書の調査･遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	○相続人代表者の届出 （26 ページ参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告
10ヶ月以内		○遺産分割協議 ○払戻･解約･名義変更等	○相続税の申告・納付 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

ふじみ野市で必要な手続きについては 9 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	P.9
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる	P.10
年金	☐	国民年金に加入中または加入していた故人によって生計維持されていた配偶者と子ども	
	☐	国民年金に加入していた	P.11
	☐	厚生年金に加入中または加入していた故人によって生計維持されていた遺族	
	☐	年金を受給していた	P.12
	☐	夫を亡くした妻	P.13
医療・国保	☐	国民健康保険に加入していた	P.14
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.16
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.17
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	P.18
介護保険・高齢福祉	☐	65 歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	☐	緊急時連絡システムを利用していた	P.20
	☐	認知症高齢者等位置検索サービスを利用していた	
	☐	お出かけサポートタクシー事業を利用していた	P.21
	☐	ふれあい入浴事業を利用していた	
	☐	高齢者入浴料助成を利用していた	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

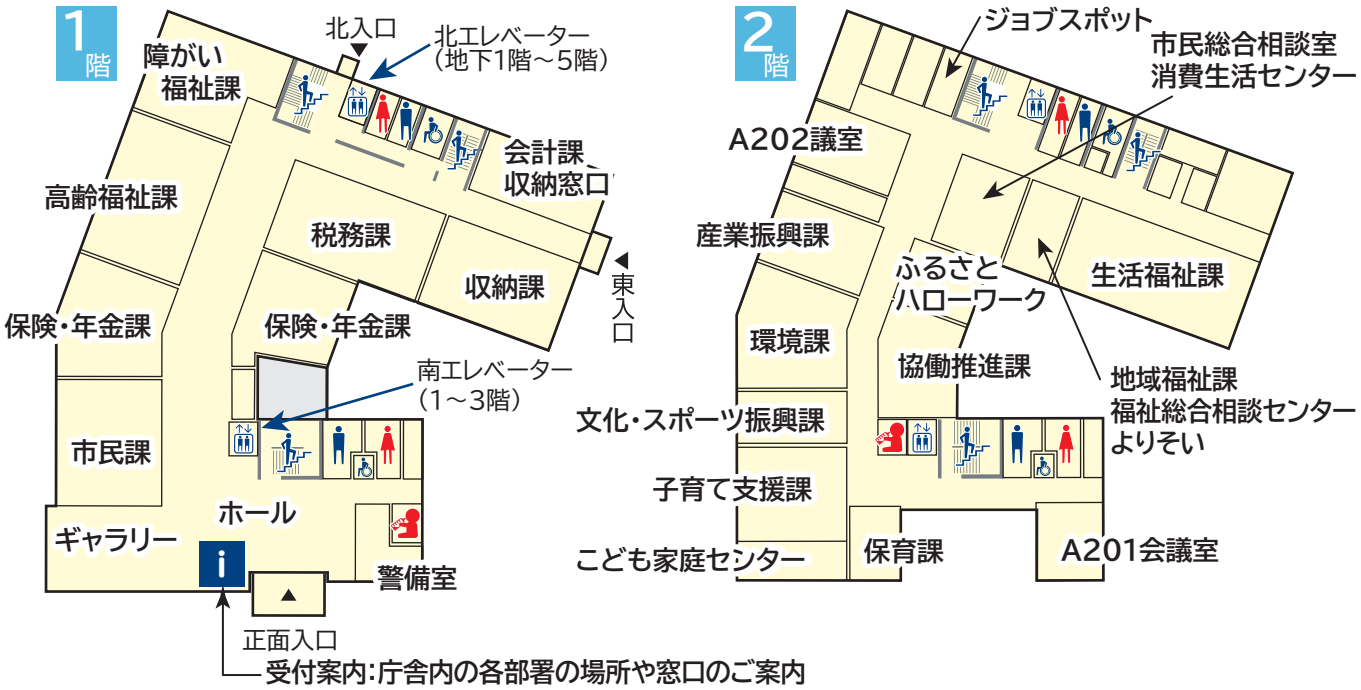
区分	☑	該当事項	詳細ページ
介護保険・高齢福祉	□	訪問理美容サービス事業を利用していた	P.22
	□	配食サービスを利用していた	
	□	ふれあい収集事業、紙おむつ等給付事業、介護手当支給事業を利用していた	
	□	埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた	
障がい福祉	□	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.23
	□	特別障害者手当を受給していた	
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	P.24
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	
	□	特別児童扶養手当を受給していた	
	□	障害者扶養共済制度に加入していた	P.25
	□	在宅重度心身障害者手当を受給していた	
	□	難病患者見舞金を受給していた	
税金	□	市税（市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）が課されていた	P.26
	□	未登記家屋を所有していた	
	□	納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者等）	P.27
子育て	□	児童手当を受給していた	P.28
	□	児童扶養手当を受給していた（支給停止中の方を含む）	P.29

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子育て	□	こども医療費を受給していた	P.30
	□	ひとり親家庭等医療費を受給していた	
その他	□	原動機付自転車（125cc 以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた	P.31
	□	上下水道を使用していた	P.32
	□	下水道事業受益者負担金に関すること	
	□	市内循環ワゴン「ふじみん号」減額証明証を持っていた	
	□	犬を飼っていた	P.33
	□	市営住宅にお住まいの方	
	□	相続に関する手続きを行う人	P.34
	□	森林を相続した	P.35
	□	農地を相続した	
	□	空き家に関する情報	P.36
	□	不要になった福祉用品がある	

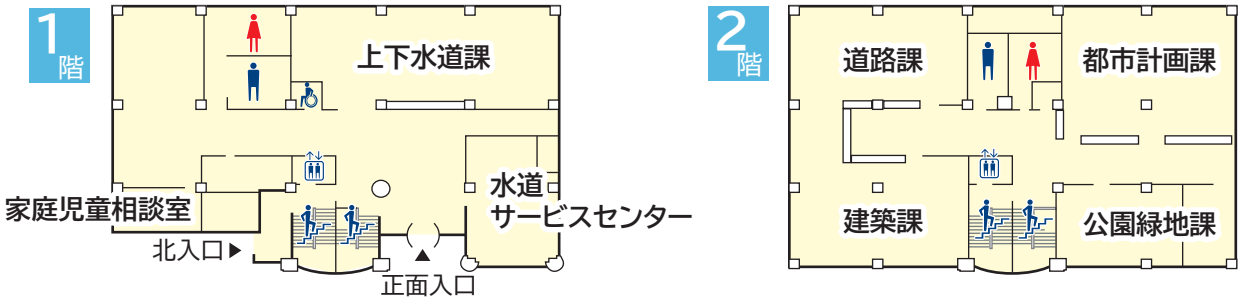
MEMO

フロアマップ

市役所本庁舎



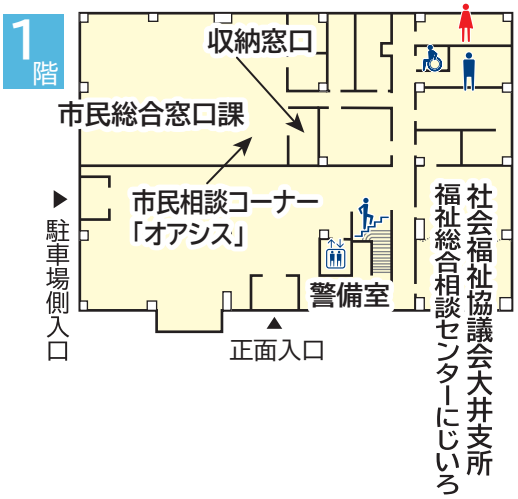
市役所第2庁舎



市役所第3庁舎



大井総合支所庁舎



施設案内情報

施設名	問い合わせ先		開庁時間	休日
ふじみ野市役所本庁舎	福岡一丁目 1番1号	TEL 049-261-2611 FAX 049-266-6245	8：30 ～ 17：15	土・日・祝日・ 12月29日 ～1月3日
ふじみ野市役所第2庁舎	福岡一丁目 1番2号	TEL 049-261-2611 FAX 049-266-6245	8：30 ～ 17：15	土・日・祝日・ 12月29日 ～1月3日
ふじみ野市役所第3庁舎 （ふじみ野市 社会福祉協議会本部）	福岡一丁目 1番1号	TEL 049-264-7212 FAX 049-264-9440	8：30 ～ 17：15	土・日・祝日・ 12月29日 ～1月3日
ふじみ野市役所出張所 （ふじみ野市 サービスセンター2F）	霞ケ丘一丁目 2番7号	TEL 049-261-0353 FAX 049-261-0785	8：30 ～ 17：15	土・祝日・ 12月29日 ～1月3日
大井総合支所 （市民総合窓口課）	大井中央一丁目 1番1号	TEL 049-261-2811 FAX 049-256-4850	8：30 ～ 17：15	土・日・祝日・ 12月29日 ～1月3日
ふじみ野市社会福祉協議会大井支所 （大井総合支所1F）	大井中央一丁目 1番1号	TEL 049-266-1981 FAX 049-266-1907	8：30 ～ 17：15	土・日・祝日・ 12月29日 ～1月3日

MEMO

1．住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き　マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカード・住民基本台帳カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。 相続等の各種手続きで故人のマイナンバー（個人番号）の提示を求められる可能性がありますので、返納を希望される場合は、各種手続き終了後に返納してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ マイナンバーカード・住民基本台帳カード **遺族のもの** □ 本人確認書類	市民課 ☎ 049-262-9018 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2062

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 印鑑登録証 **遺族のもの** □ 本人確認書類	市民課 ☎ 049-262-9018 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2062

MEMO

世帯主で同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる

手続き　世帯主変更

手続き詳細

故人が世帯主であった場合、同一世帯に故人の他に世帯員（15 歳以上の方）が 2 人以上いるときは、死亡届を出した後、市役所から新世帯主の確認のためにご連絡いたします。その時ご連絡が取れなく 1 週間以内に市役所から連絡がない場合は、お手数ですがご連絡をいただけるようお願いいたします。

期　限

死亡から速やかに

手続き可能な人

同一世帯の方

必要なもの

なし

問い合わせ先

市民課　☎ 049-262-9018
市民総合窓口課　☎ 049-220-2062

2．年金に関する手続き

国民年金に加入中または加入していた故人によって生計維持されていた配偶者と子ども

手続き　遺族基礎年金の請求

手続き詳細

亡くなられた方とご遺族が次に該当する場合、年金が支給される可能性があります。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。

- 国民年金の被保険者
- 国内居住者で 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の被保険者であった者
- 老齢基礎年金の受給権者（25 年以上の受給資格期間の者に限る）
- 老齢年金の受給資格期間を満たしている者（25 年以上の受給資格期間の者に限る）

期　限

亡くなった日の翌日から起算して5年以内

手続き可能な人

- 亡くなられた方の配偶者で子のある方
- 亡くなられた方の子

※子とは、18歳到達の年度末までの子または、障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の子

必要なもの

故人のもの

遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。

遺族のもの

遺族基礎年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。

問い合わせ先

川越年金事務所
☎ 049-242-2657
保険・年金課
☎ 049-262-9020
市民総合窓口課
☎ 049-220-2062

2．年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期　限
第１号被保険者として３年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合、亡くなられた方のご遺族に、一時金が支給される可能性があります。 亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。	亡くなった日の翌日から起算して2年以内

手続き可能な人

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
（支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）

必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 年金手帳 **遺族のもの** □ 本人確認書類　□ マイナンバー確認書類 □ 口座番号確認書類 ※ その他ご遺族の状況により必要書類が異なりますので、担当課までお問い合わせください。	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2062

厚生年金に加入中または加入していた故人によって生計維持されていた遺族

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期　限
厚生年金保険加入中や加入していた方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていたご遺族の方が、一定の支給要件を満たす場合に受け取ることができます。	亡くなった日の翌日から起算して5年以内
	手続き可能な人 問い合わせ先へご確認ください

必要なもの	問い合わせ先
故人のもの 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。 **遺族のもの** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください。	川越年金事務所 ☎ 049-242-2657

年金を受給していた

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細

年金受給者が亡くなられ未支給年金の請求をしない場合で、亡くなられた方のマイナンバーが日本年金機構に収録されていないとき。

亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。書類をご用意いただく前に、年金事務所へご確認ください。

※状況により省略できる場合があります。

期　限

亡くなった日の翌日から起算して14日以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

故人のもの

□ 死亡の事実を明らかにできる書類

□ 年金証書

遺族のもの

□ 本人確認書類

問い合わせ先

川越年金事務所
☎ 049-242-2657

手続き② 未支給年金の請求（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金）

手続き詳細

亡くなられた方が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。

- 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者である亡くなられた方と生計を同じくしていた方

※障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金以外の年金の未支給年金請求の受付窓口は年金事務所になります。

期　限

年金支払日の翌月の初日より起算して5年以内

手続き可能な人

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他３親等内の親族
（支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受け取ることができません）

必要なもの

故人のもの

□ 年金証書

遺族のもの

□ 本人確認書類
□ 請求者の戸籍謄（抄）本
□ 世帯全員の住民票
□ 請求者の通帳

※ 請求者のマイナンバーカードがあれば、書類を一部省略できる場合があります。

※ その他ご遺族の状況により必要書類が異なりますので、担当課までお問い合わせください。

問い合わせ先

川越年金事務所
☎ 049-242-2657

保険・年金課
☎ 049-262-9020

市民総合窓口課
☎ 049-220-2062

2．年金に関する手続き

夫を亡くした妻

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期　限
第 1 号被保険者として 10 年以上の保険料納付期間（免除期間を含む）があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合、亡くなられた方のご遺族に、年金が支給される可能性があります。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が対象です。保険料納付要件等があるため年金事務所で年金記録の確認が必要です。	亡くなった日の翌日から起算して5年以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と10年以上継続して婚姻関係にある妻
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 年金手帳 **遺族のもの** □ 本人確認書類 □ マイナンバー確認書類 □ 口座番号確認書類 □ 基礎年金番号のわかるもの □ 死亡診断書（写し） ※ その他ご遺族の状況により必要書類が異なりますので、担当課までお問い合わせください。	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2062

MEMO

3．医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方） **遺族のもの** □ 本人確認書類	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

手続き② 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの □ 本人確認書類 □ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方）	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2062

MEMO

3．医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の保険税の書類（納付・還付）や給付を受ける方（代表者）を指定する手続きです。	相続人代表者が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	法定相続人 （相続順位が高い方）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 届出人の本人確認書類 □（届出人が相続人代表者以外の場合）相続人代表者の認印 □（届出人が相続人代表者以外の場合で、送付先を相続人代表者以外に設定する場合）委任状 □（相続人代表者が法定相続人以外の場合）遺言書等	保険・年金課 ☎ 049-262-9039 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811

手続き④ 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方） **遺族のもの** □ 葬祭執行者氏名及び葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書等） □ 葬祭執行者の振込口座が確認できるもの □ 委任状・委任者の認印（葬祭執行者以外の口座に振込む場合）	保険・年金課 ☎ 049-262-9042 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合、保険・年金課または市民総合窓口課の窓口で返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方）	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の保険料の書類（納付・還付）や給付を受ける方（代表者）を指定する手続きです。	相続人代表者が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	法定相続人 （相続順位が高い方）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 届出人の本人確認書類 □（届出人が相続人代表者以外の場合）相続人代表者の認印 □（届出人が相続人代表者以外の場合で、送付先を相続人代表者以外に設定する場合）委任状 □（相続人代表者が法定相続人以外の場合）遺言書等	保険・年金課 ☎ 049-262-9039 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811

MEMO

3．医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方） **遺族のもの** □ 葬祭執行者氏名及び葬儀を行ったことが確認できるもの（領収書等） □ 葬祭執行者の振込口座が確認できるもの □ 委任状・委任者の認印（葬祭執行者以外の口座に振込む場合）	保険・年金課 ☎ 049-262-9042 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返還

手続き詳細	期　限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 限度額適用認定証 □ 標準負担額減額認定証	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期　限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの ☐ 特定疾病療養費受療証	保険・年金課 ☎ 049-262-9020 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

MEMO

4．介護保険・高齢福祉に関する手続き

65 歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 各種証の返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が 65 歳以上または要介護（要支援）、事業対象者の認定を受けていた場合は、次の各種証を返納してください。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） □ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	高齢福祉課 ☎ 049-262-9037 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

手続き② 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に関する通知書（納付・還付）等を受け取る方（代表者）を指定する手続きです。	相続人代表者が決定したら速やかに 手続き可能な人 法定相続人 （相続順位が高い方）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの □ 届出人の本人確認書類 □（届出人が相続人代表者以外の場合）相続人代表者の認印 □（届出人が相続人代表者以外の場合で送付先を相続人代表者以外に設定する場合）委任状 □（相続人代表者が法定相続人以外の場合）遺言書等	高齢福祉課 ☎ 049-262-9037 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811

MEMO

手続き③ 介護給付費に係る相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が介護サービスを利用して対象となった、高額介護サービス費や介護サービス利用者負担助成金等に関する通知書等を受け取る方（代表者）を指定する手続きです。	相続人代表者が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	法定相続人 （相続順位が高い方）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 相続人代表者の口座番号等がわかるもの □ 届出人の本人確認書類 □（届出人が相続人代表者以外の場合）相続人代表者の認印 □（届出人が相続人代表者以外の場合で送付先を相続人代表者以外に設定する場合）委任状 □（相続人代表者が法定相続人以外の場合）遺言書等	高齢福祉課 ☎ 049-262-9037 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

緊急時連絡システムを利用していた

手続き 市への連絡

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が緊急時連絡システムを利用していた場合、市へ連絡してください。機器等の返還方法については、市への連絡時に説明します。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
問い合わせ先	
高齢福祉課　☎ 049-262-9038	

認知症高齢者等位置検索サービスを利用していた

手続き 業者への連絡

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が認知症高齢者等位置検索サービスを利用していた場合、契約している業者に利用停止の連絡をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
問い合わせ先	
高齢福祉課　☎ 049-262-9038	

4．介護保険・高齢福祉に関する手続き

お出かけサポートタクシー事業を利用していた

手続き　利用登録証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がお出かけサポートタクシー事業を利用していた場合、利用登録証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ お出かけサポートタクシー事業利用登録証	高齢福祉課 ☎ 049-262-9038 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

ふれあい入浴事業を利用していた

手続き　登録証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がふれあい入浴事業を利用していた場合、登録証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ ふじみ野市ふれあい入浴事業登録証	高齢福祉課 ☎ 049-262-9038 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

高齢者入浴料助成を利用していた

手続き　入浴助成券の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が高齢者入浴料助成を利用していた場合、入浴助成券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ ふじみ野市高齢者入浴助成券	高齢福祉課 ☎ 049-262-9038 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

訪問理美容サービス事業を利用していた

手続き　未使用の利用券の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が訪問理美容サービス事業を利用していた場合、未使用の利用券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 未使用の利用券	高齢福祉課 ☎ 049-262-9038

配食サービスを利用していた

手続き　配食業者への連絡

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が配食サービスを利用していた場合、契約している配食業者に利用停止の連絡をしてください。	速やかに
問い合わせ先	手続き可能な人
高齢福祉課　☎ 049-262-9038	ご遺族

ふれあい収集事業、紙おむつ等給付事業、介護手当支給事業を利用していた

手続き　市への連絡

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がふれあい収集事業、紙おむつ等給付事業、介護手当支給事業を利用していた場合、市に連絡してください。	速やかに
問い合わせ先	手続き可能な人
高齢福祉課　☎ 049-262-9038	ご遺族

埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた

手続き　利用証の返還

手続き詳細	期　限	問い合わせ先
亡くなられた方が埼玉県思いやり駐車場制度を利用していた場合、利用証を返還してください。	速やかに	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031
	手続き可能な人	高齢福祉課 ☎ 049-262-9038
	ご遺族	子育て支援課 ☎ 049-262-9033
必要なもの		
故人のもの □ 埼玉県思いやり駐車場制度利用証		

5．障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き　手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた場合、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 ☎ 049-262-9032 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

特別障害者手当を受給していた

手続き　特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、届出が必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者に支給するため、未支払手当請求の手続きをしてください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの □ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031

障害児福祉手当を受給していた

手続き　障害児福祉手当の受給資格者の喪失届・未払手当請求書

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、届出が必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者に支給するため、未支払手当請求の手続きをしてください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの □ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細

亡くなられた方が重度障害者医療費受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請分の医療費領収書があれば申請の手続きが必要です。

期　限

死亡から14日以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

故人のもの

□ 重度心身障害者医療費受給者証

遺族のもの

□ 口座番号確認書類

問い合わせ先

障がい福祉課
☎ 049-262-9031
市民総合窓口課
☎ 049-220-2063

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細

亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。

期　限

なし

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

故人のもの

□ 自立支援医療受給者証

問い合わせ先

障がい福祉課
☎ 049-262-9032
市民総合窓口課
☎ 049-220-2063

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細

受給資格者もしくは対象児童の死亡に伴い、届出が必要です。

亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、未支払いの手当があれば請求、受給資格が継続するようなら受給者変更の手続きが必要です。

亡くなられた方が対象児童の場合、未支払いの手当があれば請求、他に対象児童がいれば額改定の手続きが必要です。

期　限

死亡から14日以内

手続き可能な人

ご遺族

必要なもの

遺族のもの

□ 未支払い手当支給のため、対象児童の振込口座がわかるもの（受給資格者が亡くなられた場合）

□ 受給資格継続のため、新しい受給資格者の振込口座がわかるもの（受給資格者が亡くなられた場合）

問い合わせ先

障がい福祉課
☎ 049-262-9031

5．障がい福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き　障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 障害者扶養共済制度年金証書 **遺族のもの** □ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031

在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き　在宅重度心身障害者手当の喪失届

手続き詳細	期　限
在宅重度心身障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人が受取ることができます。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

難病患者見舞金を受給していた

手続き　難病患者見舞金の喪失届

手続き詳細	期　限
難病患者見舞金を受給されていた方の死亡に伴い、喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人が受取ることができます。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎ 049-262-9031 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

6．税金に関する手続き

市税（市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）が課されていた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
被相続人に市民税・県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等が課税されていた場合、「相続人代表者指定届」の提出が必要になります。相続人代表者が決定しましたら「相続人代表者指定届」（窓口で配布）をご提出ください。	相続人代表者が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	法定相続人 （相続順位が高い方）
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 認印	税務課 ☎ 049-262-9011 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811

未登記家屋を所有していた

手続き　未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期　限
被相続人が未登記家屋を所有していた場合は、所有者変更の手続きが必要となります。新しい所有者が決定しましたら「家屋所有者変更届出書」（窓口で配布）をご提出ください。	新しい所有者が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	新しい所有者
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 認印	税務課 ☎ 049-262-9013

MEMO

6．税金に関する手続き

納税している方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者等）

手続き　口座振替の変更または廃止等

手続き詳細	期　限
市税等を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となりますので、収納課までご連絡ください。引き続き家族等の口座から口座振替を希望される場合は、改めて口座振替依頼書を提出していただく必要がありますので、下記の受付窓口または市指定の金融機関の窓口でお手続きをお願います。なお、郵送でも口座振替依頼書をお受けしています。口座振替依頼書を郵送いたしますので、収納課へご連絡ください。	速やかに **手続き可能な人** ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 納税通知書 **遺族のもの** □ キャッシュカード □ 口座の通帳 □ 口座の届出印	収納課 ☎ 049-262-9014 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811 出張所 ☎ 049-261-0353

MEMO

児童手当を受給していた

【児童手当支給対象の児童が亡くなられた場合】

手続き　受給事由消滅届または額改定届の提出

手続き詳細	期　限
受給事由消滅（対象児童が１人の場合）または額改定（対象児童が複数の場合）の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	児童手当の受給資格者
必要なもの	問い合わせ先
	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

【児童手当受給資格者が亡くなられた場合】

手続き　未支払手当請求書、認定請求書の提出

手続き詳細	期　限
未支払手当請求及び認定請求の手続きをしてください。	亡くなられた日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	児童手当受給資格者の配偶者等
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの □ 受給資格者名義の振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等） □ 受給資格者の個人番号のわかるもの □ 支給対象児童（第一子）の振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

MEMO

7．子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた（支給停止中の方を含む）

【児童扶養手当支給対象の児童が亡くなられた場合】

手続き　資格喪失または額改定届の提出

手続き詳細	期　限
資格喪失（対象児童が１人の場合）または額改定（対象児童が複数の場合）の手続きをしてください。 ※個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	児童扶養手当の受給資格者
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 児童扶養手当証書（発行されている方）	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

【児童扶養手当受給資格者が亡くなられた場合】

手続き　未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期　限
未支払手当請求の手続きをしてください。 ※新たに養育する方が児童扶養手当を請求できる場合、児童扶養手当受給者の同居親族が亡くなられた場合、または配偶者が亡くなられた場合は別の手続きが必要ですので、お問い合わせください。	14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族等
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ 児童扶養手当証書（発行されている方） **遺族のもの** □ 支給対象児童（第一子）の振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

MEMO

こども医療費を受給していた

【支給対象のこどもが亡くなられた場合】

手続き　受給資格証の返却

手続き詳細	期　限
こども医療費受給資格証の返却をしてください。 ※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族等
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ こども医療費受給資格証	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

【受給資格者が亡くなられた場合】

手続き　受給資格者変更届の提出

手続き詳細	期　限
受給資格者変更の手続きをしてください。 ※配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	受給資格者の配偶者等
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ こども医療費受給資格証 □ こどもの健康保険加入状況のわかるもの □ 受給資格者になる方の振込先のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）	子育て支援課 ☎ 049-262-9041 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

ひとり親家庭等医療費を受給していた

手続き　受給者証の返却、資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費受給者証の返却をしてください。また、受給資格者が亡くなられた場合、資格喪失の手続きをしてください。 ※未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。 ※新たに養育する方が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族等
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課　☎ 049-262-9041 市民総合窓口課　☎ 049-220-2063

8．その他の手続き

原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車手続き

手続き詳細	期　限
被相続人が原動機付自転車（125cc 以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有しており、廃棄または所有者を変更する場合、廃車申告等の手続きが必要です。	被相続人所有原動機付自転車等の廃棄等が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ ナンバープレート □ 標識交付証明書（あれば） **遺族のもの** □ 亡くなられた方との関係性がわかる戸籍謄本 □ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類	税務課 ☎ 049-262-9011

手続き 名義変更

手続き詳細	期　限
被相続人が原動機付自転車（125cc 以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有しており、廃棄または所有者を変更する場合、廃車申告等の手続きが必要です。	被相続人所有原動機付自転車等の廃棄等が決定したら速やかに
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
故人のもの □ ナンバープレート（併せてナンバーの変更を希望する場合） □ 標識交付証明書（あれば） **遺族のもの** □ 亡くなられた方との関係性がわかる戸籍謄本 □ 窓口にお越しいただく方（新規に使用する方）の本人確認書類	税務課 ☎ 049-262-9011

上下水道を使用していた

手続き 名義変更や使用中止

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が上下水道を利用していた場合、名義変更または使用中止の届出が必要です。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの 郵送、電話または市ホームページの電子申請・届出サービスで手続きできます。担当までお問い合わせください。	水道サービスセンター ☎ 049-220-2077

下水道事業受益者負担金に関すること

手続き 受益者変更の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が受益者負担金を完納していない場合や、徴収猶予を受けている場合は、受益者変更の届出が必要です。	速やかに 手続き可能な人 新たに受益者となる方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの 担当までお問い合わせください。	水道サービスセンター ☎ 049-220-2077

市内循環ワゴン「ふじみん号」減額証明証を持っていた

手続き 減額証明証の返却

手続き詳細	期　限
故人が市内循環ワゴンふじみん号の減額証明証をお持ちだった場合は、都市計画課までご返却をお願いします。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの □ 減額証明書	都市計画課 ☎ 049-220-2072 市民総合窓口課 ☎ 049-220-2063

8．その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期　限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。 新たな飼い主がふじみ野市外にお住いの場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの 手続きにおいて必要な持ち物はございません。 故人が飼っていた犬の情報を予めご確認ください。	環境課 ☎ 049-262-9021 市民総合窓口課 ☎ 049-261-2811

市営住宅にお住まいの方

手続き 市営住宅にお住まいの方へ

手続き詳細	期　限
故人が市営住宅にお住まいであった場合には、建築課に住宅返還、名義人または世帯変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの 状況により、必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。	建築課 ☎ 049-262-9043

MEMO

相続に関する手続きを行う人

手続き 市民相談のご案内【市民限定（在住・在勤・在学）】

手続き詳細	期　限
相談種別毎に年度内 3 回の相談ができます。 相続手続き業務自体を行うことはできません。また、弁護士等の斡旋、紹介は行っておりません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可（ただし、市内在住・在勤・在学）
必要なもの	**問い合わせ先**
	市民総合相談室 ☎ 049-262-9025 大井総合支所 市民相談コーナー「オアシス」 ☎ 049-256-7871

相続に関する無料市民相談のご案内

相談名	相談内容	曜日	時間
弁護士相談	相続に関する法律相談	①木曜日 ②月曜日	13 時 30 分～ 16 時 30 分 1 回：30 分以内
司法書士相談	相続や遺言に関する相談や不動産登記の相談	①第 1・3・5 金曜日 ②第 2・4 金曜日	9 時 30 分～ 11 時 30 分 1 回：30 分以内
行政書士による生活総合相談	相続や遺言について、行政書士業務の範囲内での相談	①月・水・金曜日 ②火・木・金曜日 ③最終日曜日	①② 13 時～ 16 時 ③ 9 時～ 12 時 1 回：30 分以内

①本庁舎 2 階市民総合相談室
②③大井総合支所 1 階市民相談コーナー「オアシス」

MEMO

8．その他の手続き

森林を相続した

手続き 森林法に基づく届出

手続き詳細	期　限
埼玉県地域森林計画の対象になっている森林の土地について、相続等により新たに所有者となった方は、届出する必要があります。 埼玉県地域森林計画の対象かどうかは、市役所産業振興課で確認することができます。	相続開始の日から 90日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 土地の全部事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 □ 土地の位置を示す地図	産業振興課 ☎ 049-262-9024

農地を相続した

手続き 農地法に基づく届出

手続き詳細	期　限
相続等で農地の権利を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要です。	権利取得をしたことを 知った時点からおおむね 10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
遺族のもの □ 委任状（代理人届出の場合） □ 相続したことがわかる資料（相続未登記の場合）	ふじみ野市 農業委員会事務局 ☎ 049-262-9024

MEMO

空き家に関する情報

手続き① ワンストップ相談事業

手続き詳細

市では、空き家に関する相続、権利の整理、売却・賃貸の方法、リフォーム、土地活用、解体等様々な相談に対して（公社）埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と協定を締結し、相談窓口を一本化するワンストップ相談事業を行っております。一度、市でご相談内容をお伺いし、後日（公社）埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に加盟している不動産業者と対象者でご相談していただくものになります。相談を希望される方は、建築課へお気軽にお問い合わせください。

対象者

①空き家の所有者または相続予定者
②空き家の所在地がふじみ野市内にある方

相談受付日時

平日　午前９時から
　　午後４時まで

相談費用

空き家に関する相談は原則無料

※ 相続登記や各種検査（耐震診断・建物状況調査等）や弁護士等による専門的な相談は有料となります。

手続き場所、担当課

建築課

問い合わせ先

建築課
☎ 049-262-9043

手続き② 空き家の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除

手続き詳細

相続した空き家を 3 年以内に譲渡した場合、一定の要件を満たせば、その譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する制度があります。市に書類を提出していただくことで、確定申告時に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を発行します。

手続き場所、担当課

建築課

問い合わせ先

建築課
☎ 049-262-9043

不要になった福祉用品がある

手続き 福祉用品等のリサイクル

手続き詳細

ご不要になった福祉用品をお預かりして、希望する方にお譲りしています。
※下記以外の福祉用品等の引き取りについては、お問い合わせください。
※福祉用品の状態によっては、お引き取りできない場合があります。

期　限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

故人のもの

□ 紙おむつ、尿取りパッド（未開封のもの）
□ 車椅子、シルバーカー、杖（未使用または未使用に近いもの）

問い合わせ先

ふじみ野市
社会福祉協議会本部
☎ 049-264-7212
大井支所
☎ 049-266-1981

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

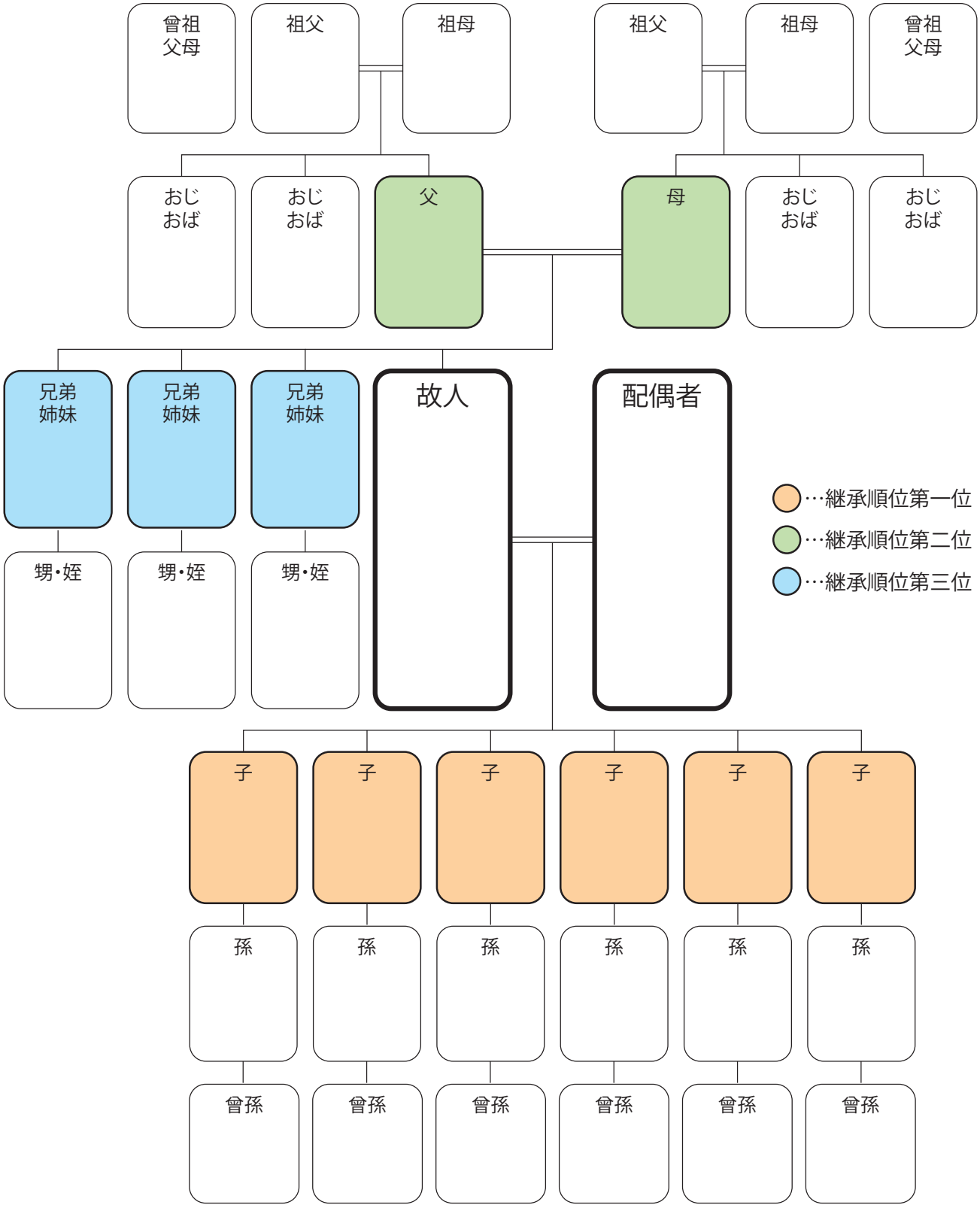
該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証 （マイナ免許証含む）	□	返納	東入間警察署 ふじみ野市 うれし野一丁目 4 番 1 号 ☎ 049-269-0110
パスポート	□	返納	埼玉県パスポートセンター 川越支所 川越市新宿町 1 丁目 17 番地 17 ウェスタ川越　4 階 ☎ 049-249-4181
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	各契約会社
インターネット・ ケーブルテレビ	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□	名義変更、解約	
NHK 受信料	□	名義変更、解約	フリーダイヤル ☎ 0120-15-1515
年金	□	年金に関する手続き	川越年金事務所 川越市脇田本町 8 番地 1 U_PLACE　5 階 ☎ 049-242-2657（自動音声）
金融機関（預貯金口座）	□	凍結解除・解約	各金融機関
株式	□	名義変更	各証券会社
生命保険	□	保険金の請求	加入していた生命保険会社
普通自動車	□	税金	自動車税コールセンター ☎ 0570-012-229
普通自動車、 軽二輪（126 ～ 250cc）・ 二輪小型自動車 （250cc 超）	□	名義変更・廃車	関東運輸局 埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼 688 番地 1 ☎ 050-5540-2029
軽自動車（三輪以上）	□	名義変更・廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所　所沢支所 入間郡三芳町 大字北永井 360 番地 3 ☎ 050-3816-3111

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
不動産登記関係	□	土地・家屋等 相続登記	さいたま地方法務局川越支局 川越市豊田本 1 丁目 19 番地 8 ☎ 049-243-3824（自動音声）
自筆証書遺言書	□	法務局に保管された自筆証書遺言書に関する各種証明書の請求	
国税（相続税・所得税）	□	申告・準確定申告	川越税務署 川越市大字並木 452 番地 2 ☎ 049-235-9411（自動音声）
国債	□	記名変更・償還金受領	償還金支払い場所 または 証券保険証書に記載の郵便局

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

家系図（３親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所等	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号等	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

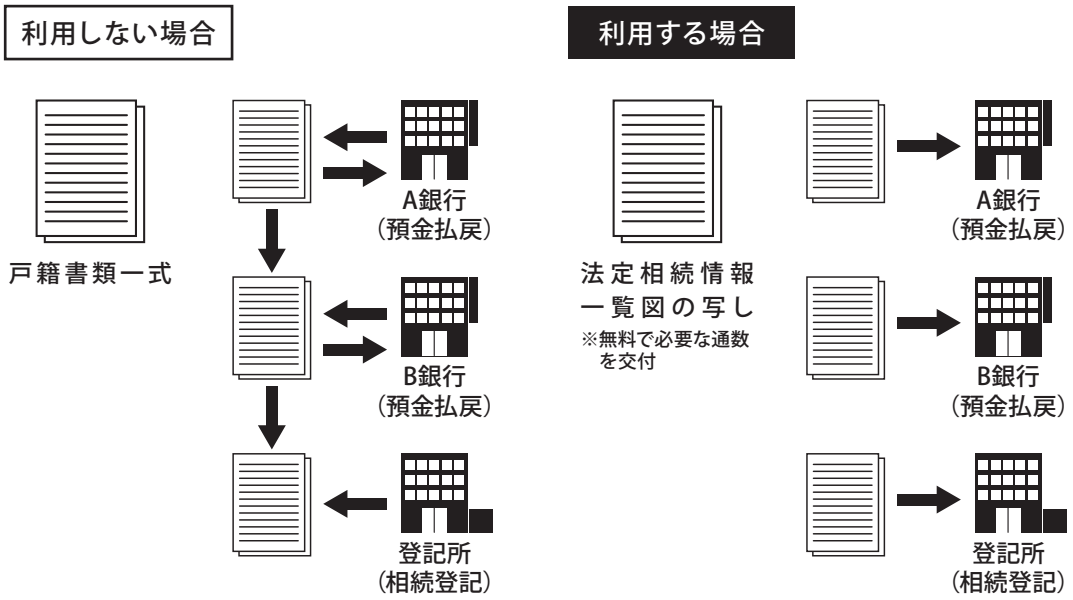
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

※コピーしてお使いください

代理人選任届

代理人　　住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任したのでお届けします。

記

委任事項

令和　　年　　月　　日

委任者　住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

ふじみ野市長　あて

注意（1）代理人選任届は、必ず委任する人が記入し、署名又は記名押印してください。
（2）代理人の住所、氏名、委任事項が記載されていないと、申請を受付することができません。
（3）印鑑登録に関する委任の場合、印鑑登録用の代理人選任届用紙を使用してください。

MEMO

発　　行　　ふじみ野市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　令和８年 10 月発行

